

## 軽度者に対する福祉用具貸与について

軽度者（要支援1・2、要介護1の方）は原則として、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）及び自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）について貸与を受けることができません。ただし、軽度者であっても利用者の状態像に応じて利用が想定される場合は例外的に貸与可能となります。

### 1. 例外給付となる福祉用具の種目

(1) 要支援1・2、要介護1の利用者

- ①車いす及び車いす付属品
- ②特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ③床ずれ防止用具及び体位変換器
- ④認知症老人徘徊感知器
- ⑤移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ⑥自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

(2) 要介護2・3の利用者

自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

### 2. 例外給付の対象となる要件

厚生労働大臣（95号告示第二十五号のイ）が定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される種目について貸与の算定が可能です。その判断については次のとおりです。

(1) 要介護認定の認定調査票（基本調査）の結果を用いて判断する場合

次の表に定めるところにより、要介護認定の認定調査票（基本調査）の結果を用いて要否を判断します。ただし、表中アの(二)とオの(三)については該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及びケアマネージャーのほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者等が判断します。⇒市への書類提出は不要です。

《老企第 36 号第 2 の 9 (2) の①のアの表》

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者  (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 「3. できない」 ※
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者  (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」 基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶又は理解に支障がある者  (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～基本調査 3-7 のいずれか「2. できない」 又は 基本調査 3-8～基本調査 4-15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2-2 「4. 全介助」以外

<p>オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(一) 日常的に立ち上がりが困難な者</p> <p>(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者</p> <p>(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者</p>	<p>基本調査 1-8 「3. できない」</p> <p>基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」</p> <p>※</p>
<p>カ 自動排泄処理装置</p>	<p>次のいずれにも該当する者</p> <p>(一) 排便が全介助を必要とする者</p> <p>(二) 移乗が全介助を必要とする者</p>	<p>基本調査 2-6 「4. 全介助」</p> <p>基本調査 2-1 「4. 全介助」</p>

(2) 次のⅠ～Ⅲの状態像に該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨を判断した場合⇒市への書類提出が必要です。(日野市は特殊寝台のみ)

<p>Ⅰ 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に 95 号告示第二十五号のイに該当する者 <u>(頻繁な状態変動)</u> (例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)</p> <p>Ⅱ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに 95 号告示第二十五号のイに該当することが確実に見込まれる者 <u>(急性増悪)</u> (例 がん末期の急速な状態悪化)</p> <p>Ⅲ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から 95 号告示第二十五号のイに該当すると判断できる者 <u>(重篤化の回避)</u> (例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害によるご嚥性肺炎の回避)</p>
--

### 3. 市への確認手続きの実施方法

2 (2) と判断した場合は市に確認を受けてください。

提出書類 (下記三点必須)

- (1) 「軽度者に対する福祉用具貸与に関する確認依頼書」(資料)
- (2) 医師の医学的所見が確認できる書類(「福祉用具(特殊寝台)貸与に関する所見」、診断書、主治医意見書または担当の介護支援専門員が聴取した支援経過記録等の記録)

※いずれの書類でも構いませんが、国の示した状態像（上記Ⅰ～Ⅲ）に該当する旨の記載が必要です。

(3) サービス担当者会議の要点

福祉用具貸与が必要である旨が判断されていることを市が確認できるよう記載してください。

#### 4. **軽度者に対する福祉用具貸与 Q&A**

Q (1) 貸与開始日について

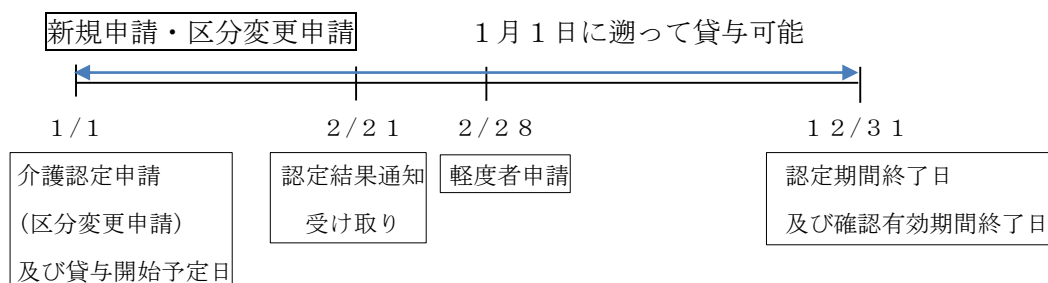
原則として事前確認です。貸与される前に日野市へ確認依頼書等を提出してください。ただし、やむを得ないと市が判断した場合のみ、算定を確認依頼書提出月の1日までに遡及を認める場合もあります。

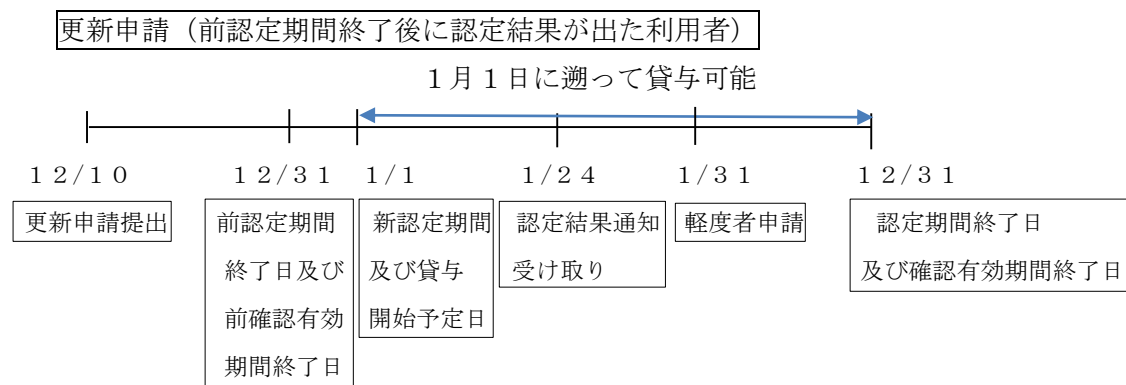
Q (2) 新規申請・区分変更申請・更新申請中の確認依頼書の提出について

医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによって福祉用具貸与が必要であると判断を行ったうえでの暫定ケアプランによる届出のもと、依頼書に申請中と記載し、提出をお願いします。認定結果が出たあと、確認書を送付します。なお、貸与にあたっては要介護度が未確定のため、利用者に対し自己負担の可能性を説明したうえで行ってください。

Q (3) 新規申請・区分変更申請(・更新申請)の貸与開始日について

新規認定申請中、区分変更申請中、更新申請中（前認定期間終了後に認定結果が出た利用者）に暫定プランによる届出を行わなかった場合に認定結果が遡った場合は、認定結果通知を受け取ってから原則 1 週間以内に市に確認を受ければ、認定期間当初から給付対象とします。





Q（４）要介護認定申請中に要介護２以上を見込んで福祉用具を利用していたが、認定結果が軽度者であった場合

（３）と同様、認定結果通知を受け取ってから原則１週間以内に市に確認を受ければ、新認定期間当初から給付対象とします。

Q（５）要介護認定申請中に要介護１以下を見込んで確認依頼書を提出、福祉用具を利用していたが、認定結果が要介護２以上であった場合

確認依頼書の返却、または日野市で破棄させていただきます。

Q（６）再度の市への確認について

これまで、認定更新等により再度市へ確認依頼書の提出をするか否かについて、取扱が統一されず、皆様に混乱を招いていた状況でした。そこで、今後は更新認定・区分変更認定を受けたときにも市へ確認依頼書の提出をしていただくよう統一しますので、よろしくお願いいたします。

**【日野市へ再度提出が必要な場合】 ※２（１）の場合は提出の必要はありません。**

- ・更新認定の場合（介護認定有効期間終了をもって例外給付に係る確認の有効期間も終了になるため、介護度が変更とならない場合の再度提出も含む）
- ・区分変更の場合（却下の場合は提出不要）
- ・事業所変更があった場合

Q（７）福祉用具貸与にあたり、緊急だったため、主治医の意見の聴取が間に合わずに担当者会議を開催した場合

主治医の意見に基づいて担当者会議を開催することが定められているため、主治医の意見をもとに再度担当者会議を開催してください。ただし、医師から電話・FAX

等で意見を聞いたあとサービス担当者会議を開き、後日書面で所見をとることは可能です。その場合はその旨、サービス担当者会議の要点に記載してください。

Q（8）医師の所見（医学的所見）・サービス担当者会議の要点の再活用について

新たに軽度者に対する福祉用具貸与の確認依頼を行ってから、終了日までに短期間（3ヶ月以内）で更新申請を行う場合でも再提出が必要になりますが、介護度の変更がない利用者・介護度が上がった利用者に関し、直近で提出した医師の所見・サービス担当者会議の要点を再活用する扱いで差し支えないものとします。

Q（9）確認依頼書の事前提出を忘れた場合

算定することはできません。

※様々なケースが考えられますので、判断に迷う場合は高齢福祉課介護給付係に確認してください。